

売上原価に関する明細書の記載方法

- 1) この明細書は、電気供給業とその他の事業を併せ行っている法人が記載すること。
- 2) 各項（費用）について、「電気供給業に係るもの」、「区分困難なもの」及び「その他の事業に係るもの」欄に区分して記載すること。
- 3) $A + B + C$ は、損益計算書の売上原価の金額に一致すること。

販売費・一般管理費に関する明細書の記載方法

- 1) この明細書は、電気供給業とその他の事業を併せ行っている法人が記載すること。
- 2) 各項（費用）について、「電気供給業に係るもの」、「区分困難なもの」及び「その他の事業に係るもの」欄に区分して記載すること。
- 3) 償却費については、法人税法施行規則様式別表十六の資産の「種類」ごとに内訳欄に記載し、区分すること。
- 4) 租税課金については、収入金に課せられた法人事業税額及び地方法人特別税額(当税額については、法人税法施行規則様式別表五(二)により確認すること。)を「電気供給業に係るもの」欄に、それ以外を「その他の事業に係るもの」欄にそれぞれ記載すること。
- 5) $I + R + H$ は、損益計算書の販売費及び一般管理費の金額に一致すること。